

第2回 日本企業の海外展開動向を踏まえた 国際課税制度のあり方に関する研究会 事務局説明資料

令和7年2月5日

経済産業省 経済産業政策局

目次

1. 第1回での議論等を踏まえた課題等整理
2. 今回ご議論いただきたい点

CFC税制のあり方の検討に際して考慮すべき事項

① : CFC税制の役割の変化

- 外国子会社配当益金不算入制度の導入以降、CFC税制の目的は、租税回避への対処であると考えられている。
- しかし、単に租税回避か否かという抽象的な視点でのみ合算課税の対象となるか否かを判定すれば、法的安定性や予測可能性が損なわれることとなる。他方で、租税回避か否かを問わず形式的に合算課税の対象を判定すれば、経済実態があり租税回避的でない活動により生ずる所得についても課税（過剰課税）されることが懸念される。したがって、CFC税制の趣旨を**日本の課税ベースの浸食防止**と位置づけた上で、捕捉すべき所得の範囲を明確化し、CFC税制の趣旨を超えた過剰課税を防ぐべきと考えられる。

<第1回での委員等からの主な意見>

- CFC税制の目的の1つは我が国の課税ベースの浸食の防止であると考えられるが、海外M&Aで買収された海外企業に買収前から留保されていた所得は我が国の課税ベースを浸食しているわけではなく、そもそも課税することがCFC税制の趣旨から外れているため、CFC税制による課税の対象外とすべきではないか。
- 海外の子会社や企業グループを買収した際に、CFC税制の対象となる企業がたまたま混在していることは不自然では無い。そういったケースについて、果たして日本の所得が浸食されていると言えるのかを考えた上で制度のあり方を検討すべき。
- 近年の最高裁判決における調査官の解説等を踏まえると、CFC税制は実質的には本来の租税回避防止から、日本の課税ベースの浸食を防止する税制に変質しているのではないかと見直しの方向性としては、①課税ベースの浸食の観点からグローバル・ミニマム課税とCFC税制の重複が考えられるので、グローバル・ミニマム課税の適用対象企業については、CFC税制を本来の趣旨である租税回避防止に限定し大胆に簡素化する、②グローバル・ミニマム課税の適用対象外企業も含め、課税ベースの浸食防止の観点から見てもオーバーリーチングなものについては是正することが考えられる。例えば、日本企業が海外企業を買収してしまうとCFC税制の課税が発生するという一方で、買収を断念したケースについては、②の観点より見直し、課税が発生しないようにすべきではないか。

CFC税制のあり方の検討に際して考慮すべき事項

②：グローバル・ミニマム課税の導入に伴う環境変化

- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税の導入により、実質的に世界全体において最低税率（15%）以上の課税が確保されることから、対象企業については、軽課税国への事業及び資産の移転にかかる誘因が低下することが期待される。
- 一方で、我が国においては令和5年度税制改正にてIIRの法制化が行われ、対象企業はグローバル・ミニマム課税及びCFC税制の両制度への対応が必要となり、事務負担が大きく増加した。さらに、令和7年度税制改正にてUTPR及びQDMTTの法制化が行われることから、対象企業においては今後、事務負担の更なる増加が見込まれる。
- CFC税制については、令和8年度以降の税制改正では、グローバル・ミニマム課税の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行うこととされている。

<令和7年度与党税制改正大綱（抜粋）>

- ✓ グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであり、令和7年度税制改正においても国際合意に則り、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）及び国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を行う。（略）あわせて、OECDにより発出されたガイダンスの内容等を踏まえ、制度の明確化等の観点から所要の見直しを行う。引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。
- ✓ 外国子会社合算税制については、（略）令和8年度以降の税制改正においては、「第2の柱」の実施等に伴う環境の変化を踏まえつつ、国際的な経済活動により生じる課税上の問題に適正に対処する観点等から必要な検討を行う。

CFC税制に生じている課題

課題①：過剰課税の発生

- 海外M&Aにより取得した海外企業グループに買収前から留保されている所得に対して、日本の課税ベースを浸食していないにもかかわらず合算課税されることで、日本企業が競争上不利になっていると考えられる。
- 現地撤退フェーズにおいて、外国子会社で生じる債務免除益等に対して合算課税が生じ、機動的な現地再編の阻害となっている。
- 経済活動基準やペーパーカンパニー特例等の要件において、制度と実態が乖離している部分があることから、事業上の必要性のある外国子会社に対しても合算課税が生じ、現地での事業活動の阻害となっている。

<第1回での委員等からの主な意見>

- 海外で買収したグループ企業について、その企業の経営管理等が現地で完結して行われている場合には、日本の税源を浸食したとは言えない。単純にペーパー・カンパニーであるからというだけで、日本で課税されることは過剰合算ではないか。日本企業に買収されたらすぐに日本で追加課税されることは、日本企業の競争力の低下につながるため、日本からの所得移転の有無により明確な基準を設け、所得の移転が無いケースについては課税されないような制度にすべき。
- 現地からの撤退の際に、事業を整理して、最終局面で日本親会社が債権放棄を行うが、海外子会社は事業の整理を終えて実態が無くなっている状況であるため、ペーパー・カンパニーに該当してしまう。日本で外国子会社の債務免除益に対して合算課税されてしまうことが弊害となり、現地での再編の阻害となっている。合算対象となる企業の範囲の見直しが必要である。
- 現行のCFC税制に残る課題として、海外M&Aで買収した企業群に含まれるペーパー・カンパニー等への過剰合算、清算時の債務免除益の合算課税や繰越欠損金不能使用等による本邦から事業を行うよりも重くなり得る租税負担等が挙げられる。
- 海外で連結納税が行われている場合は、個社ベースではなく連結納税ベースで判定すべき。また、リモートワークの進展により、実際に現地にオフィス等が無くても問題が無い場合、このような昨今の実態を踏まえて経済活動基準を見直すべき。

CFC税制に生じている課題

課題②：事務負担の増大

- グローバル・ミニマム課税の導入に伴い、両制度の適用対象となる企業において特に事務負担が増加している。
- 現地でペーパーカンパニーを活用した事業展開を行っている企業では、本邦CFC税制上で多数のペーパーカンパニーが制度適用対象となるため、特に事務負担が大きい。

<第1回での委員等からの主な意見>

- 大企業ではサブ連結を行っているケースが多い一方で、グローバル・ミニマム課税及びCFC税制の対応のためにその海外子会社の連結財務諸表のみでなく、その下の孫会社の情報まで入手しなければならず、相当な負担が生じる。さらに、各社の税務申告書の入手や各国税制への理解が求められることも、多大な事務負担となっている。
なお、グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両制度で収集する情報は似ているが異なる情報であるため、共通化できる作業がほとんど無く、作業を共通化できるような制度変更が必要。
- グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両制度への対応が発生しているが、両制度で異なる基準で税率や追加税額を計算する必要が発生する等の追加的な事務負担がかなり生じている。各社は、事務負担の軽減のために、プラットフォームの構築等を行っているが、両制度で共通化できる要素が少ないこと等により、各社努力での事務負担の軽減は限界。
- 企業の税務部門の人手不足は深刻。グローバル・ミニマム課税の導入等により事務負担が増加しているものの、税額への影響は少なく、経営判断として、人材やシステムへの投資がしにくい状況。グローバル・ミニマム課税とCFC税制の統合化、適正化の課題感が高まっている。
- 事業遂行上の必要性からペーパー・カンパニーを活用することも多いが、①海外M&Aで買収した企業群に含まれるペーパー・カンパニーが合算対象となるケースや、②現地企業と一体となって発電や不動産開発等の地産地消事業に取り組む際に、倒産隔離や売却のしやすさの確保の観点からアセット毎に資産保有SPC(特別目的会社)と中間SPCを設立するが、この中間SPCが現行のペーパー・カンパニー特例を充足できず、中間SPCによる資産保有SPCの譲渡益が合算対象となるケース、③アセット毎に複数のSPCを設立する結果、多数のペーパー・カンパニーが適用対象となるケース等があり、海外展開の阻害や大きな事務負担が生じている。CFC税制への対応で、税務部局だけでも年間4,500人日を要し、加えて、外国関係会社からの情報収集のために、経理担当者や営業担当者においても同規模の事務負担が生じている会社も存在する。
- コンプライアンスコストは納税者の努力で克服できると議論されていた時代もあったが今はもうそうではない。

目次

1. 第1回での議論等を踏まえた課題等整理
2. 今回ご議論いただきたい点

今回ご議論いただきたい点

第2回議論の方向性

- 第1回議論での各委員からのご意見を踏まえ、第2回では以下の論点について議論を行いたい。

論点① CFC税制の目的及び役割について

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-1：PMI特例等の見直し

論点②-2：清算中の外国関係会社に関する取扱いの見直し

論点②-3：経済活動基準等の見直し

論点②-4：ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し

論点③ 事務負担軽減のための見直しについて

論点③-1：適用免除税率の引下げ

論点③-2：会計ベースのETR等を用いた適用免除税率の判定

- 各論点における見直し案の方向性・内容に関して、海外事業活動の実態も踏まえて課題、有効性、留意事項等についてご意見をいただきたい。

論点① CFC税制の目的及び役割について

論点① : CFC税制の目的及び役割

(問題意識)

- 外国子会社配当益金不算入制度の導入以降、CFC税制の目的は租税回避への対処であると考えられているが、単に租税回避か否かという抽象的な視点でのみ合算課税の対象となるか否かを判定すれば、法的安定性や予測可能性が損なわれることとなる。しかし、租税回避か否かを問わず形式的に合算課税の対象を判定すれば、経済実態があり租税回避的でない活動により生ずる所得についても課税（過剰課税）されることが懸念される。
- なお、BEPS行動計画3では、自国の課税ベースの浸食のみならず、他国の課税ベースの浸食をCFC税制の捕捉対象とすることもできるとされている。また、日本では「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」とのBEPSプロジェクトの基本的な考え方に基づき、平成29年度税制改正において、租税回避リスクを外国子会社の所得や事業の内容によって把握する制度に改められている（財務省「平成29年度 税制改正の解説」）。

論点① CFC税制の目的及び役割について

論点①：CFC税制の目的及び役割

(検討の方針案)

- 日本の課税ベースを浸食していないことが**明らかなケース**、具体的には海外M&Aにより取得した外国関係会社（譲渡法人）が傘下の子会社（譲渡対象法人）を譲渡することで生じた**株式譲渡益等のうち、買収前から留保されている譲渡対象法人の利益に対応する部分**については、合算対象外とするといった措置を検討してはどうか（詳細は論点②-1で検討）。
- 上記のほか、**日本の課税ベースを浸食していないことが明らか**であるにもかかわらず合算対象となっているケースがあれば、見直しを検討してはどうか。
- ただし、日本の課税ベースを浸食していると言えるか、という観点から、**外国子会社の全ての所得について合算対象とすべきか否かを検討することは困難**ではないか。 ※

※ 「租税回避」及び「日本の課税ベースの浸食」に明確な定義はないが、一般的には、前者は「私法上の形成可能性を異常または変則的な態様で利用すること（濫用）によって、税負担の軽減または排除を図る行為」（金子宏著「租税法<第24版>」）をいい、後者は、「日本親会社が直接稼得していれば課税されていたものを低税率国の子会社に稼得させることで我が国の課税権が及ばなくなること」（長戸貴之「外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の趣旨とその解釈のあり方」 - 市場・国家と法-- 中里実先生古稀祝賀論文集より）をいうと考えられている。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-1 : PMI特例等の見直し

(問題意識)

- 日本企業による海外M&A後に適切なPMIを行う環境を整備し、不要なペーパーカンパニー等の整理を促すことを目的として株式譲渡益の免除を認めるPMI特例が措置されたが、主に以下の要因によりPMI特例はほとんど活用されていない状況。
 - 期間要件として「買収から原則2年以内」に譲渡を行う必要があるが、大規模な海外M&Aにおいて被買収企業グループが多数のペーパーカンパニー等を有する場合など、M&A後に資本関係の整理まで時間を要し期間要件を充足できない
 - 譲渡法人、譲渡先法人、譲渡対象株式等に付される要件が厳格であり、被買収企業グループが多数のペーパーカンパニー等を含む複雑な資本関係を有する場合に、機動的な再編に対応できない
- また、海外M&Aにより取得した外国関係会社（譲渡法人）が傘下の子会社（譲渡対象法人）を譲渡することで生じた株式譲渡益のうち、買収前から留保されている譲渡対象法人の利益に対応する部分については、明らかに日本の課税ベースを浸食するものでないため、合算対象外とする措置を検討してはどうか。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-1：PMI特例等の見直し

(見直し案)

- PMI特例の各要件について、海外M&Aの実情に即した合理的な内容に見直しをしてはどうか。
 - ① **期間要件**：買収から原則2年以内 → **撤廃**、または**合理的な期間に延長**（例：5年）
 - ② **解散等要件**：譲渡日から2年以内にペーパーカンパニー等（株式譲渡法人）を解散等 → **合理的な期間に延長**（例：5年）
 - ③ **ペーパーカンパニー等（株式譲渡法人）**：内国法人の孫会社以下の階層に限定 → **子会社も対象**
 - ④ **譲渡対象株式**：買収時点において経済活動基準を充足する外国関係会社の株式に限定 → **買収後の事業再編等により経済活動基準を充足することとなった外国関係会社も対象**
 - ⑤ **譲渡先要件**：内国法人または経済活動基準を充足する外国関係会社に限定 → **地域持株会社への移管により資本関係を整理する場合にも適用**
- 海外M&Aにより取得した外国関係会社における株式譲渡益のうち、買収前から留保されている譲渡対象法人の利益に対応する部分について、以下により合算対象外としてはどうか。
 - 例えば、簡便的に、株式譲渡益から、譲渡対象法人の買収日時点における会計上の利益剰余金の額を控除
- その他に、事業環境の変化に即した外国子会社の機動的な再編を可能とする以下の措置を講じることができないか。
 - 海外M&Aにより取得した一定の外国関係会社について、**合算課税を一定期間猶予**※

※英国CFC税制では、英国法人が新設または買収により取得した外国子会社は、初めてCFCとなった日から12か月間（=適用猶予期間）はCFC税制の適用が猶予される。

なお、適用猶予期間に該当するためには、法人は、猶予期間直後の会計期間において、CFC課税の対象となっていない状態でCFCを引き続き有していなければならない。

- 海外M&A後のPMIの局面に限らず、一定の現物分配（100%外国子会社を現物分配法人、内国法人を被現物分配法人とする現物分配）により外国関係会社において生じる株式譲渡益を、租税負担割合の分母及び合算所得の計算から除外する

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②－2：清算中の外国関係会社に関する取扱いの見直し

(問題意識)

- 清算中の内国法人の所得について、一定の場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められている。また、グローバル・ミニマム課税においても、一定の要件を満たす債務免除益を所得から除外する特例が認められている。
- 清算中の外国関係会社について、清算手続きの過程で資産売却及び従業員等の整理の結果、これまで事業実態があったにもかかわらずペーパーカンパニーと判定されて合算されるケースや、企業の救済目的で現地で非課税となっている債務免除益等がCFC税制の合算対象とされるケースなどについて、過剰課税解消の観点から対処してはどうか。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-2：清算中の外国関係会社に関する取扱いの見直し

(見直し案)

- 清算中の外国関係会社の取り扱いについて、租税回避防止の観点から一定の要件を付した上で、以下の見直しを行ってはどうか。
 - **経済活動基準等の判定**：清算手続開始前の事業実態を考慮して、ペーパーカンパニーの判定や経済活動基準の判定を行うことを認める。
 - **債務免除益の非課税所得等からの除外**：残余財産がないと見込まれる清算中の会社に生じた債務免除益について、全部合算対象となる非課税所得等／部分合算対象となる異常所得から除外する（租税負担割合の分母にも加算しない）。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②－3：経済活動基準等の見直し

(問題意識)

- 平成29年度税制改正において、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との観点から抜本の見直しが行われた。経済活動基準（①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④所在地国基準／非関連者基準）は、外国関係会社が会社全体として、いわゆる能動的所得を得るために必要な経済活動の実体を備えているか判定する基準としての意義を有する。
- しかしながら、経済活動基準は昭和53年のCFC税制創設時に定められた基準が基礎となっており、外国子会社が実体を有して事業活動を行っているにもかかわらず、ビジネスの実情に反して全部合算の対象とされるケースが生じているほか、判定に多くの事務負担が生じているケースがある。このため、経済活動基準を事業環境の変化に合わせて見直すべきではないか。

<実体基準/管理支配基準について実務上生じている問題（例）>

- ✓ 小規模な現地子会社で、現地のサブ連結親会社により管理支配されており、管理支配はすべて現地で完結している。機能を最小限にして合理的に運営しているため、個社では必要な機能を全て備えることが難しく、実体基準/管理支配基準を満たすことができないケースがあるが、現地で能動的な活動を行っており、本来CFC税制が想定すべきペーパーカンパニーでないことは明らかである。
- ✓ 米国で製造して南米で販売する場合に、現地法上の要請から南米に子会社を設置するが、販売時に米国の従業員を南米に派遣するのみで日常的に南米で販売活動が行われているわけではないため、事務所は非常に簡易的なものであり、実体基準が議論となるケースがある。
- ✓ 経済活動基準を満たすよう現地子会社の実体を整えようとしても、例えば買収により取得した現地子会社は、日本のCFC税制に馴染みがなく、必要性を理解してもらうために労力を要する。また、現地でサブ連結を行っている場合、サブ連結子会社の管理はサブ連結親会社で完結しており、日本の親会社からの説明に対して反発を招くこともある。
- ✓ 例えば、ある事業を10人で管理運営しているが、現地法上の要請から20のビークルが必要となる場合がある。実体基準/管理支配基準では、国別判定でなく会社別判定が求められるため、日本のCFC税制のために10人の人件費を20の子会社に付け替える必要があるのか、20の子会社がそれぞれオフィスを有する必要があるのか等、事業管理の自然なあり方と乖離した問題が生じることがある。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②－3：経済活動基準等の見直し

(見直しの方向性)

- 例えば**管理支配基準**※について、現行ではどのような課題があり、どのような見直しが必要か。
 - 例：**合理的にグループ経営が行われている場合**や**現地法令による要請等**により会社単位での判定が実態と乖離しているケースに対処するために、現地グループでの管理、支配及び運営の状況を一定程度踏まえて判定
- 実体基準、事業基準及び所在地国基準/非関連者基準については、どのような見直しが必要か。

※ ペーパーカンパニー判定及び経済活動基準における管理支配基準は、法令上「その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること」と定められており、通達により、外国関係会社が自ら事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行し、その結果及び責任が当該外国関係会社に帰属しているか否かを、諸要素を総合的に勘案のうえに判定することとされている。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-4：ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し

(問題意識)

- 米国等におけるビジネスにおいて、事業上の理由から固定施設や人員を持たない中間SPCを設立し、現地で一体となって地産地消事業（例：発電事業、不動産開発・運営事業）に係る株式譲渡益等について全部合算対象となるケースが生じている。
- 令和元年度税制改正において一定の要件を満たす持株会社等をペーパーカンパニーから除外するペーパーカンパニー特例が措置されたが、事業上の合理性のある中間SPCについては、租税回避リスクが低いと思われるところ、同特例の適用対象の拡大等によりペーパーカンパニーに該当しないこととすべきではないか。
- なお、単純に子会社株式を保有する外国関係会社や不動産保有会社を、いわゆるペーパーカンパニーに該当しないこととすれば、日本の親会社が直接に有する子会社株式や現地不動産の譲渡益は日本で課税される一方、現地にペーパーカンパニーを置き、子会社株式や現地不動産を保有させるだけで日本での課税を逃れることができってしまう（財務省「令和元年度 税制改正の解説」）。このため、中間SPCが現地での事業上の合理性がある外国関係会社であることを示す何らかの基準を設定する必要があるのではないか。

論点② 過剰課税の解消に係る見直しについて

論点②-4：ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し

(見直しの方向性)

- 中間SPCによる株式譲渡益の取扱いが問題となるケースについて、当該中間SPCに事業上の合理性があり租税回避リスクが低いことを事例に基づき確認したうえで、下記のような見直しを検討してはどうか。また、それぞれの見直しについて、具体的にはどのような要件ならびに基準を設定すべきと考えるか。
 - 一定の要件を満たす中間SPCが含まれるよう、ペーパーカンパニー特例の適用対象を拡大する。
 - ペーパーカンパニーの判定基準に実体基準・管理支配基準に続く第三の基準を追加する。
- もしくは、企業が外国関係会社の租税回避リスクが低いことを証明した場合に、ペーパーカンパニーから除外することとする認定制度の創設を検討してはどうか。

論点③ 事務負担軽減のための見直しについて

論点③-1：適用免除税率の引下げ

(問題意識)

- 本邦CFC税制においては、租税回避行為を適切に防止する必要性と、企業の事務負担とのバランス等を勘案して、租税負担割合によるトリガー税率/制度適用免除税率に関して、本邦法人税負担を考慮して累次の見直しが講じられてきた。
 - 平成4年度税制改正：本邦法人税負担のおよそ半分を目安として、トリガー税率（25%以下）を導入
 - 平成22年度税制改正：重要な進出先国において法人税率の引下げが行われ、企業の事務負担が増加していることを背景に、トリガー税率を25%以下から20%以下に引下げ
 - 平成27年度税制改正：英国の法人税率引下げを契機として、トリガー税率を20%以下から20%未満に変更
 - 平成29年度税制改正：制度適用の有無を入口段階で判断していたトリガー税率を廃止し、適用免除税率（特定外国関係会社は本邦法人税の実効税率等を参考にした30%以上、対象外国関係会社はトリガー税率を維持した20%以上）を設定
 - 令和5年度税制改正：グローバル・ミニマム課税導入により企業に追加的な事務負担が生じることを契機として、租税回避リスクと事務負担等を総合的に勘案して、特定外国関係会社に係る適用免除税率を30%以上から27%以上に引下げ
- グローバル・ミニマム課税における基準税率15%との整合性、グローバル・ミニマム課税対象企業に追加的な事務負担が発生していること等を考慮し、適用免除税率の見直しをすべきではないか。

(見直しの方向性)

- 適用免除税率を20%以上から15%以上に引き下げるべきではないか。当該引下げにより、対象外国関係会社及び部分対象外国関係会社に係る事務負担軽減効果はどの程度見込まれるか。

論点③ 事務負担軽減のための見直しについて

論点③-2 : 会計ベースのETR等を用いた適用免除税率の判定

(問題意識)

- グローバル・ミニマム課税とCFC税制は、目的が異なる制度として併存するものと整理されているが、両制度の対象企業においては、制度への理解と対応、情報収集体制の構築等に二重の負担が生じている。それぞれの制度の目的を達成しつつ対象企業の事務負担軽減を図るために、グローバル・ミニマム課税で用いられる情報のCFC税制での利活用を認め、外国子会社からの情報収集、計算プロセス等の共通化を図るべきではないか。

(見直しの方向性)

- グローバル・ミニマム課税適用対象企業については、CFC税制の適用免除税率の判定の際、租税負担割合に代えて、会計ベースのETR（実効税率）等を用いることを認めてはどうか。

案A) 外国子会社の財務諸表数値に基づく実効税率

案B) グローバル・ミニマム課税における簡易ETR（セーフハーバー）

案C) グローバル・ミニマム課税におけるETR（本則計算）

- また、外国子会社の設立・買収時や少額利益に関する申告事務の負担軽減のため、適用免除措置を設けてはどうか。
 - 適用除外期間：一定要件を充足する場合の設立初年度・買収初年度をCFC適用免除とする
 - 少額利益免除：財務諸表上の税引前利益が一定額以下の場合にCFC適用免除とする

【参考】会計ベースのETR等の比較

- 租税負担割合に代替し得る会計ベースのETR等については以下の通り。事務負担の軽減効果等の検証が必要。
- 会計と税務の差異により、租税負担割合と比べて有利不利が生じる可能性があるが、例えば会計と税務の差異の多くは中長期的に収斂すると考えて一定期間の継続を前提とする、重要な差異項目（例：株式譲渡益）について調整するなどの対応により、差異を許容し得るか。

案	留意点
<p>案A) 外国子会社の一定の財務諸表上の実効税率 【分子】 子会社財務諸表上の法人税等及び法人税等調整額 【分母】 子会社財務諸表上の税引前当期利益</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最も簡便であり事務負担軽減に資する可能性 ・ 監査済の子会社財務諸表に限定する等により、数値の信頼性の確保が期待される
<p>案B) グローバル・ミニマム課税における簡易ETR（セーフハーバー） ・ CbCRセーフハーバー（2027年3月期まで） 【分子】 適格財務諸表における法人税等及び法人税等調整額に、一定の調整を加えた金額 【分母】 適格CbCRにおける税引前当期利益に一定の調整を加えた金額 ・ 恒久的セーフハーバー（詳細未定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較的簡便であり事務負担軽減に資する可能性 ・ 簡易ETR要件を適用していない/適用できない場合には別途計算が必要となる ・ CbCRセーフハーバーの簡易ETRを用いる場合、経過措置として認められている簡易ETRを用いることの妥当性や正確性等について検証が必要 ・ 恒久的セーフハーバーの詳細やガイダンス発出時期は現時点で不明
<p>案C) グローバル・ミニマム課税におけるETR（本則計算） 【分子】 調整後対象租税額（連結等財務諸表の作成の基礎となる子会社財務諸表上の法人税等及び法人税等調整額に一定の調整） 【分母】 個別計算所得等の金額（連結等財務諸表の作成の基礎となる子会社財務諸表上の当期純損益金額に一定の調整）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に認められたETRを用いるため一定の合理性 ・ セーフハーバー適用時には計算されない